一　施行者の名称　京都府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年近畿地方整備局告示第五十四号宇治都市計画公園事業
六・五・百十一号木津川右岸スタジアム公園
三　事業施行期間　自平成十七年三月二十五日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○近畿地方整備局告示第六十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第三十三号北部大阪都市計画道路事業三・二百五―六号十三高槻線
三　事業施行期間　自平成十年一月十三日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成十年建設省告示第三十三号の事業地のうち吹田市南清和園町及び川岸町地内において、事業地を変更する。
使用の部分　平成十年建設省告示第三十三号の事業地のうち吹田市南清和園町及び川岸町地内において、事業地を変更する。

**○近畿地方整備局告示第六十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百八十二号南部大阪都市計画道路事業三・四・二百六―十号松之浜駅前通り線
三　事業施行期間　自平成七年十一月二十九日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○中国地方整備局告示第六十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 広島市安芸区中野東六丁目五〇七〇番一から同市安芸区中野東五丁目五一〇三番二まで | 前 | 一一・〇〇～二四・八〇メートル |
| | 後 | 一一・〇〇～三六・四〇メートル |

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

**○中国地方整備局告示第六十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

中国地方整備局長　栗田　悟

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二号 | 広島市安芸区中野東六丁目五〇七〇番一から同市安芸区中野東五丁目五一〇三番二まで | 中国地方整備局及び同局広島国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年三月二十九日

**○中国地方整備局告示第六十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

中国地方整備局長　栗田　悟

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 九号 | 鳥取県西伯郡大山町塩津字赤坂ノ前三三五番一から同町塩津字平野畑九〇四番一まで | 中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年三月二十九日

**○中国地方整備局告示第七十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 広島市安芸区上瀬野一丁目一六一一番一一から同市安芸区上瀬野一丁目一六九六番一まで | 前 | 八・〇〇～九・二〇メートル |
| | 後 | 九・二〇～二五・〇〇キロメートル〇・一三五 |

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

**○中国地方整備局告示第七十一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

中国地方整備局長　栗田　悟

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二号 | 広島市安芸区上瀬野一丁目一六一一番一一から同市安芸区上瀬野一丁目一六九六番一まで | 中国地方整備局及び同局広島国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年三月二十九日

**○中国地方整備局告示第七十二号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から二週間中国地方整備局及び同局広島国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号